

徳島県規則第七号

徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県税条例施行規則（昭和二十五年徳島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の三十二第二項第五号中「、交付年月日及び有効期限」を「及び有効期間の末日又は免許情報記録（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。以下同じ。）の番号及び有効期間の末日」に改める。

第二十五条の四第五号中「、交付年月日及び有効期限」を「及び有効期間の末日又は免許情報記録の番号及び有効期間の末日」に改める。

附 則

この規則は、令和七年三月二十四日から施行する。